

会議（打合せ）報告書

会議(打合せ)の名称 又は議題	令和2年第7回 議会運営委員会		
報告者職氏名	主事補 小原 陽子		
日 時	令和2年4月24日（金） 臨時議会休憩中	場 所	市役所本庁舎4階 大委員会室
出席者	出席者 血脇敏行委員長、柴田圭子副委員長、古澤由紀子委員、石井恵子委員、 植村 博委員、中川勝敏委員、田中和八委員、秋谷公臣委員 議長、副議長 議会事務局 石井局長、萩原主査、東山主任主事 執行部 笠井市長、中村総務部長、川村総務課長		
【会議の概要】			
議題			
(1) 追加議案の取り扱いについて			
(2) その他			
《決定事項等》			
(1) 追加議案の取り扱いについて 1 議案を議事日程に追加する。			
(2) その他 特になし			

－開会 13：43－

石井事務局長

議会運営委員会に先立ちまして、血協委員長よりご挨拶をお願いいたします。

血協委員長

皆さん、お疲れ様です。臨時議会中ではありますが、この休憩中に第7回議会運営委員会を開催することとなりました。慎重なるご審議をお願いし、挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

石井事務局長

次に、会議にご出席いただきました笠井市長よりご挨拶をお願いいたします。

笠井市長

皆さん、こんにちは。まずは、このような機会をいただきましてありがとうございます。今、新型コロナウイルス関連については、日々変わってきております。国会においても日々いろいろな支援制度や生活支援が進んでいる中で、今回、国会審議をこれからするんですが、市としまして判断をさせていただきます、今回提案させていただきたいと思っています。ただいま本臨時会に提案させていただきます案件については、慎重なる審議をいただきまして誠にありがとうございます。本日、追加提案いたします追加議案については、議案の第7号、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に関わる経費を計上する、令和2年度の一般会計補正予算第2号となります。詳細につきましては、この後総務課長から説明させますので、よろしく申し上げます。

石井事務局長

それでは、委員会会議につき、議事等につきましては血協委員長をお願いいたします。

血協委員長

ただいまの出席は8名でございます。委員会条例第16条の規定により定足数に達しておりますので、これより令和2年第7回議会運営委員会を開会いたします。本日の議題は、お手元に配付の議題の通りです。議題1、追加議案の取り扱いについてを議題といたします。執行部より今臨時会に追加提案される議案の内容について説明を求めます。

川村総務課長

改めまして、皆さんこんにちは。着座にて説明させていただきます。ただいま市長のほうから説明がありましたように、第2回市議会臨時会に追加させていただきます、議案概要を説明いたします。追加議案第7号、令和2年度白井市一般会計補正予算第2号につきまして

は、歳入歳出予算のそれぞれ64億7777万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ264億120万4000円とするものです。補正予算の内容は、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、3つの事業について追加補正させていただくものです。1つ目は、令和2年4月20日に同経済対策として閣議決定されました、市民1人につき10万円を給付する、仮称特別定額給付金事業に要する経費を計上するものです。本事業につきましては、昨日配付させていただきました、令和2年4月20日付けの総務省特別定額給付金室長からの特別定額給付金事業に係る留意事項には、政策の目的となっております感染拡大に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ確に家計への支援を行うためと記載されておりました。また、その第4項では、国の補正予算の成立時期に関わらず、市町村の補正予算の早期編成成立に向けて手続きを進めていただきたいと表記されておりますことを申し添えいたします。次に、2つ目の事業といたしましては、生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者住所確保給付金の対象者を拡大するため、その経費を計上するものです。3つ目の事業としましては、子育て世帯の生活を支援する取り組みとして、児童手当支給世帯に対し、対象児童1人につき1万円を支給するため、その経費を計上するものです。以上となります。この後の全員協議会にてまた説明をいたしますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

血脇委員長

以上で説明が終わりましたが、ただいまの説明について補足説明を求めたい方はいらっしゃいますか。よろしいですか。それでは、補足説明はなしということにいたします。それではここで執行部の方は退席となりますので、お願ひします。

それでは、次に、事務局長より追加議案の取り扱いについて説明を求めます。

石井事務局長

それでは、今後の日程等につきまして説明をさせていただきます。まず、議案の追加提案を受けまして、この後の議事日程についてでございます。本日は臨時議会でございます。臨時議会につきましては、あらかじめ告示された事件以外を提出することはできないとされておりますが、地方自治法第102条第6項におきまして、臨時議会の開会中に緊急を要する事件があるときは、直ちにこれを会議に付することができるかとされております。本議案につきましては、市長説明の通り、急施を要する案件と認め取り扱うことといたしまして、初めに急施事件と認め、直ちに日程に追加することを皆さまにお諮りすることになります。異議がなければ、追加日程第1といたしまして、議案第7号、令和2年白井市一般会計補正予算第2号を議題とし、提案理由、議案内容の説明、質疑、討論、採決でお願いしたいと思ひます。

血脇委員長

ただいま説明がありましたところでですね、本件は急施を要する案件であることからとい

うことで、議会運営委員会の中で諮らなければなりません。ご異議等ございますか。よろしいですか。異議なしと認め、これを日程に追加することに決定いたします。それでは、ただいま事務局長より他の部分も含めて説明がありましたが、議事日程案について質疑はございますか。よろしいですか。質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。それでは、追加議案の取り扱いについては、事務局から提案の通り、追加日程第1とし、日程に追加し直ちに審議することにご異議ございませんか。異議なしと認め、左様決定いたしました。

議題の2、その他についてを議題といたします。委員の皆さまから何かございますか。次に、議長から何かありましたらお願いいたします。事務局から何かありましたらお願いいたします。ないようですので、以上で本日の議題はすべて終了いたしました。よって議会運営委員会を閉会いたします。慎重なるご審議を賜り、誠にありがとうございました。

－閉会 13：59－